



保護者の皆様

環境だより・夏号

令和5年7月5日
船橋小学校父母と教師の会
会長 武田 香織
環境部長 石田 清美



日頃より、保護者の皆様には父母と教師の会活動にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

子供たちが楽しみにしている夏休みが始まります。今回の環境だよりでは、**レジャーでの事故防止、熱中症対策、自転車のルール**について特集します。

■安全にレジャーを楽しみましょう■

今年は、久しぶりに行楽地や帰省を予定している方も多いと思います。屋内外を問わず身体を動かして遊ぶなど、日常とは異なる経験をする機会もあると思います。この時期のレジャーについて、事故防止のためのポイントを紹介します。



遊戯施設での事故



水辺での事故



キャンプ等での事故

<遊戯施設での事故>

出かける前の下調べと、遊ぶ際の確認を。ルールを守って無理せずに遊びましょう。

○遊戯施設のウェブサイト等で安全対策が十分に取られているか、事前に調べておきましょう。

利用する施設によっては、服装等にルールがあることもあります。

○利用する際は施設の対象年齢や人数制限、注意事項などをよく確認し、危険性を理解した上で、施設のルールを守って遊びましょう。

○混雑している場合は、接触・転落事故等の防止のため、無理な利用は控えましょう。

○遊ぶ人だけでなく、観覧や順番待ちの人も、決められたエリアを守りましょう。

○万が一、怪我をしてしまった場合は、施設の管理者に事故の発生を知らせ、病院を受診するようにしてください。

<水辺での事故>

起こるかもしれない危険を知り、大人も子供もライフジャケットなどの備えを十分に。

○立入禁止区域など危険な場所には絶対に近づかず、安全に管理された場所で遊びましょう。

○水に入る時は、子供から目を離さずに手の届く範囲で見守りましょう。

少しの間だからと子供だけで遊ばせないでください。溺水は声や音を出さずに沈むこともあると言われており、近くにいたとしても気付くことができない可能性もあります。

○靴やライフジャケットなど場所や用途に合った用具を準備しましょう。

○風雨、落雷等の天候不良時や上流で雨が降っているときなどは、川に近づかないようにしましょう。

<キャンプ等での事故>

慣れない環境で、日常的に使わない道具を使用することを念頭に、事前の準備と安全を念入りに。

○安全管理・整備されているキャンプ場や施設を選び、テントの設営場所、火の取扱いや道具の使い方、ルールなどを事前確認しておきましょう。

○たき火やコンロ、ランタンなどは、必ず屋外の風通しのよい場所で使用しましょう。

○バーベキューでは、炭や着火剤、ガスバーナーなどの火の取扱いには十分に注意しましょう。

○終わった後も鉄板等が熱くなっているため、子供が誤って触れないように注意しましょう。万が一、やけどをしたらすぐに水で冷やし、医療機関を受診しましょう。

○特に強風、大雨、雷など、天候の急変の兆しがあれば、無理に活動を続けないようにしてください。

出典元：消費者庁 行楽シーズン到来！安全にレジャーを楽しみましょう



<野外で調理やバーベキューを安全に楽しむために>

野外ではいつもの家の中とは違った環境なので、食中毒の発生にも注意が必要です。

アウトドアでの食中毒の予防ポイント

①使用する水

・飲料水や調理に使う水は水道水や飲用が認められている水を利用すること



②食材の保管等

・保冷した食材はクーラーボックスの利用を
・魚や肉は別の袋に入れること



③調理

・調理や食事の前はしっかりと手洗いを！
・肉を焼くときは中心まで火を通すこと



④ゴミの処理

・食べ残しやゴミは持ち帰るか指定の場所へ捨てること



出典元：農林水産省 キャンプ場での調理やバーベキューを安全に楽しむために

■熱中症予防■

熱中症を防ぐためには、それぞれの場所に合った対策を取ることが重要です。適切な対策を実施しましょう。

<暑さを避ける、身を守る>



⚠️ 『熱中症警戒アラート』発表時には、外出をなるべく控え、暑さを避けましょう

<こまめに水分を補給する>

○室内でも、外出時でも、のどの渇きを感じていなくても、こまめに水分・塩分などを補給しましょう

<熱中症が疑われる場合>

- エアコンが効いている室内や風通しのよい日陰など涼しい場所へ避難しましょう
- 衣服をゆるめ、からだを冷やしましょう（首の周り、脇の下、足の付け根など）
- 水分・塩分、経口補水液などを補給しましょう

自力で水が飲めない、応答がおかしい時はためらわずに救急車を呼びましょう！



■自転車のルール■

自転車に乗るときはルールを確認し、安心・安全に楽しみましょう！

<自転車保険に入ろう>

- 千葉県では令和4年7月1日から自転車損害賠償保険等（以下自転車保険）への加入が義務になりました。
- 歩行者と自転車、自転車同士の事故が多く発生しています。
- 自転車は誰でも利用できる便利な乗り物ですが、事故の加害者になってしまうことがあります。万が一の事故に備えて、自転車保険に加入しましょう。



<ヘルメットをかぶろう>

- 道路交通法の改正により、自転車に乗るときにヘルメット着用が努力義務となりました。（令和5年4月1日）
- 自転車用のヘルメットは、転んだときや交通事故にあったときに、衝撃から頭を守ってくれます。年齢にかかわらず、日常生活でも、自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう。
- 衝撃を受ける前に脱げてしまわないよう、「あごひも」を正しく締めることも大切です。

<点検整備をしよう>

- タイヤの空気圧やブレーキ・ライトなどの点検・整備を定期的に行いましょう。
- 自転車の前につけるライト、後部の反射器材と併せて、側面にも反射器材（リフレクタ）を取り付けましょう。道路を横断する際に車から発見されやすくなります。

<歩いている人を優先しよう>

- 歩道は歩行者が優先です。歩いている人が前にいたら自転車から降りて押して歩き、追い抜いてから乗るようにしましょう。
- 自転車のベルは、歩いている人をよけさせるためのものではありません。
- 車道でも歩道でも、自転車は並んで走ることが禁止されています。絶対にやめましょう。



<交差点では安全確認しよう>

- 自転車の事故は、半分以上が交差点で発生しています。交差点など道路が変わる場所では、周りの車や歩行者の動きに十分注意し、安全を確認してから渡りましょう。
- 見通しの悪い交差点や、狭い道路から広い道路に出る場合は特に危険です。
- 「一時停止」の標識があるところでは、自転車も必ず一時停止して、安全を確かめなければなりません。

出典元：千葉県 自転車の安全利用について

万が一事件事故が起きた場合は、まずは警察110番（船橋駅前交番は047-422-4900）へ、そのあと学級担任（船橋小学校047-422-8118）へ連絡してください。また、夏季休業期間の閉庁日および土日祝日は学校の先生方は不在となります。